

監督処分等報告書

処分庁 山形県

処分等の種類	指示処分及び業務停止15日間 (平成29年3月8日から平成29年3月22日まで)	
事実発生日	平成28年7月31日	
事実探知の動機	関係者からの相談及び事務所への立入検査	
聴聞年月日	平成29年2月9日	
処分等年月日	平成29年2月20日	
適用条項又は該当条項	宅地建物取引業法第46条第2項及び第49条	
処分等の根拠条項	宅地建物取引業法第65条第1項及び第2項	
被処分者	商号又は名称	株式会社富士不動産
	代表者	代表取締役 八木 邦浩
	免許番号及び免許年月日	山形県知事(5)第1862号 平成25年12月20日
	主たる事務所の所在地	山形県長井市四ツ谷2-1-31
処分等の理由		
<p>(1) 被処分者は、貸主の代理として平成28年7月31日付けで締結した賃貸借契約において、借主から宅地建物取引業法(以下「法」という。)第46条第1項で規定する報酬の上限額を超える報酬を受領した。このことは、法第46条第2項に違反する。</p> <p>(2) 被処分者は、法第49条に基づく帳簿の備付けをしていない。口頭及び文書にて早急の是正を指導されたにもかかわらず、是正報告を行っていない。(なお、契約関係書類についても整理保管されておらず、宅地建物取引業の経歴が確認できない状態となっている。)</p>		
原因者	<input checked="" type="checkbox"/> 業者個人又は法人である業者の代表者 (宅建士資格 <input checked="" type="checkbox"/> /なし) <input type="checkbox"/> 代表者以外の役員又は政令使用人 (宅建士資格 <input type="checkbox"/> /なし) <input type="checkbox"/> 一般セールスマン (宅建士資格 <input type="checkbox"/> /なし)	